令和８年８月４日
庁　議　資　料

狛江市男女共同参画推進計画

～誰もがともに認め合い、
自分らしい生き方ができるまち　狛江～

令和７年度推進状況報告書（案）

令和８（2026）年●月

狛江市

目　　次

１．狛江市男女共同参画推進計画について..... 1

２．取組み一覧..... 3

３．令和７年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況調査結果..... 9

令和７年度推進状況

基本目標１　多様なライフスタイルの実現..... 14

基本目標２　子育て・介護を支える環境の整備・支援.....16

基本目標３　個人として尊重される社会の形成..... 20

基本目標４　あらゆる分野における男女共同参画の推進..... 25

４．狛江市男女共同参画状況.....26

５．狛江市人権・男女共同参画推進本部の設置及び運営に関する要綱..... 28

６．狛江市人権・男女共同参画推進庁内委員会の設置及び運営に関する要綱..30

１.狛江市男女共同参画推進計画について

〇基本理念

～誰もがともに認め合い、

自分らしい生き方ができるまち　狛江～

男女共同参画社会は、一人ひとりの人権の尊重を基盤とし、誰もが平等な機会を持つことができる社会です。性別に関わりなくお互いを認め合い、自らの意思と責任により、自分らしい生き方ができるまちを目指します。

この計画ビジョンを掲げ、市、市民、事業者とのパートナーシップを大切にし、国、東京都、他の自治体、関係機関と連携して、効果的に計画を推進します。

〇基本目標

計画ビジョンの実現に向け、人権の尊重が男女共同参画社会実現の基盤であること、また、自分が望むライフスタイルの実現にあたっては、ライフ・ワーク・バランスの実現に関連する子育て・介護の環境や各分野での男女共同参画の推進が重要であることから、次の基本目標を設定し、具体的な施策・取組を進めていきます。

基本目標１	多様なライフスタイルの実現
基本目標２	子育て・介護を支える環境の整備・支援
基本目標３	個人として尊重される社会の形成
基本目標４	あらゆる分野における男女共同参画の推進

○計画の体系

計画ビジョン	基本目標	施策
誰もがともに認め合い、自分らしい生き方ができるまち　狛江	★１　多様なライフスタイルの実現	(1)多様な働き方とライフ・ワーク・バランスの推進
		(2)ライフ・キャリアデザインの支援
		(3)事業者等への情報提供と連携強化
		(4)モデル事業所としての市役所等の取組
	★２　子育て・介護を支える環境の整備・支援	(5)男性の家事・育児・介護への参画支援
		(6)子育てを支える環境の充実
		(7)介護を支える環境の充実
		(8)自立支援・介護予防の促進
		(9)地域における人材の確保・養成
	３　個人として尊重される社会の形成	(10)家庭、学校、地域等における男女共同参画意識の醸成
		(11)人権を尊重する意識の醸成
		(12)配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援☆
		(13)困難な問題を抱える女性への支援◆
		(14)生涯を通じた心身の健康支援
		(15)様々な相談体制の強化☆◆
	★４　あらゆる分野における男女共同参画の推進	(16)政策・意思決定過程における男女共同参画の推進
		(17)地域・市民活動における男女共同参画の推進
		(18)防災における男女共同参画の推進

・★は、狛江市女性活躍推進計画として位置づける。
・☆は、狛江市配偶者暴力対策基本計画として位置づける。
・◆は、狛江市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画として位置づける。

２．取組一覧

	取組	概要	担当課
基本目標１　多様なライフスタイルの実現			
（１）多様な働き方とライフ・ワーク・バランスの推進			
1	ライフ・ワーク・バランスに関する意識啓発、情報提供	多様な働き方等ライフ・ワーク・バランスに関する情報提供、広報・普及啓発	政策室 地域活性課
2	仕事に関する相談の実施やセミナー開催	法律相談等の充実や労働セミナーの開催	秘書広報室 地域活性課
（２）ライフ・キャリアデザインの支援			
3	多様で柔軟な働き方に関する支援	在宅勤務、サテライトオフィス等多様な働き方やその事例等に関する情報提供等	政策室 地域活性課
4	創業支援のための講座等の実施・情報提供	創業に向けた講座の実施、創業相談の情報提供・実施	地域活性課
5	職業相談、就職・再就職に関する情報提供・支援	ハローワークの紹介、求人情報等の情報提供、講座等の実施	地域活性課
6	キャリア形成の支援	スキルアップ講習会等の実施、情報提供	地域活性課
7	社会教育事業の充実（多様なニーズに対応した講座等の実施）	多様な市民ニーズに対応する学習機会の提供、仕事をしている人や子育て中の人が参加しやすい講座の企画	公民館
（３）事業者等への情報提供と連携強化			
8	市内事業者との連携強化と働きかけ	事業所の良好な就労環境推進のため、市内事業者への働きかけと連携を強化	地域活性課
9	商工会等との情報交換	商工会との連携を密にし関係団体と随時情報交換	地域活性課
（４）モデル事業所としての市役所等の取組			
10	ライフ・ワーク・バランスの取組の推進	年次有給休暇や男性の育児休業等の取得促進、超過勤務時間の縮減等によるライフ・ワーク・バランスの取組の推進	職員課
11	柔軟な働き方の推進（新規）	職員、教職員のライフステージ等に合わせ、時差出勤、在宅勤務、リモートワーク等の普及、定着	職員課 指導室
12	女性管理職の登用の促進	キャリア形成のサポート等により、女性管理職の登用を促進	職員課
13	男女共同参画理解のための職員研修の実施	男女共同参画に関する理解を深めるため職員研修を実施	政策室 職員課
14	ハラスメント防止対策の推進	狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例に基づき、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止及び排除等の取組を推進	職員課

	取組	概要	担当課
基本目標２　子育て・介護を支える環境の整備・支援			
（５）男性の家事・育児・介護への参画支援			
15	男性の家事・育児・介護参画促進のための啓発、情報提供	男性向けの家事・育児・介護に関する意識啓発、知識習得のための情報提供	政策室
16	プレパパへの支援	ママパパ学級の実施、啓発冊子等の配布	子ども若者政策課 子ども家庭課
17	男性向けの子育て事業等の実施	男性を対象とした子育て講座の実施、交流の場の提供	子ども若者政策課
（６）子育てを支える環境の充実			
18	子育て相談の実施と関係機関との連携強化	市内施設での相談の実施 子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育支援センター、児童相談所、保健所等関係機関との連携強化	子ども若者政策課 子ども家庭課 子ども発達支援課 児童育成課
19	多様なニーズに対応した保育サービスの提供	乳幼児保育、延長保育等の保育サービスの充実、一時保育事業、子どもショートステイ、病児・病後児保育事業の実施	子ども若者政策課 子ども発達支援課 児童育成課
20	放課後等の子どもの居場所づくりの充実	小学生クラブ、学童保育所、放課後クラブ、こどもクラブ、児童館、児童センターの充実、放課後子ども教室事業の充実と運営体制の強化 公民館における子どもの居場所事業の実施	児童育成課 公民館
21	子育て支援に関する講座の実施、情報提供	子育て支援に関する講座・セミナー等の開催、子育てガイドブック・こまえ子育てねっと、こまえスマイルぴーれを通じた情報提供	子ども若者政策課 公民館
22	子育て世代の交流の場の提供・支援	母親・父親が気軽に集まり、子どもと一緒に楽しみ交流したり、世代間交流を深めながら子育て相談等ができる場の提供・支援	子ども若者政策課 子ども発達支援課 児童育成課
（７）介護を支える環境の充実			
23	高齢者の在宅介護サービスの充実	通所介護、訪問介護、訪問看護、短期入所生活介護、短期入所療養介護等サービスの充実	高齢障がい課
24	地域包括支援センターの機能の充実	総合的に福祉サービス等の相談を受けられるように、関係機関との連絡調整・地域ケア会議の開催	高齢障がい課
25	認知症の早期対応に関する支援	認知症の理解促進、初期相談、早期対応に繋げる仕組みの整備	高齢障がい課
26	障がい者の在宅支援サービスの実施	緊急一時保護事業、入浴サービス等の実施	高齢障がい課

	取組	概要	担当課
27	家族介護者への支援	介護に関わる本人、家族、地域住民、専門職の情報交換・交流の場として、家族介護者の会、介護のつどい、認知症カフェ等の活動や相談支援	福祉相談課 高齢障がい課
28	住宅のバリアフリーの推進	高齢者・障がい者が安全に生活できるように相談窓口における住宅改修サービスや日常生活用具給付の案内	高齢障がい課
29	高齢者･障がい者への虐待防止支援（新規）	介護疲れや介護ストレスなどを要因とした虐待の防止、家族介護者への支援	福祉相談課
（８）自立支援・介護予防の促進			
30	あいとぴあセンターの機能の充実	高齢者や障がい者等の活動と地域との関わりを持つ場としてのあいとぴあセンター機能の充実	高齢障がい課 健康推進課
31	介護予防事業の実施	認知症予防や介護予防活動等の推進	高齢障がい課
32	地域支援事業の実施	通所型サービスＢ等市民の自主的な運動等の通い場の活動支援	高齢障がい課
33	高齢者の学習機会の提供	多様な講座等の実施	公民館
（９）地域における人材の確保・養成			
34	地域を支えるボランティア等の養成	発達サポーター育成講座、福祉カレッジ、認知症サポーター養成講座、認定ヘルパー研修等、地域課題に対応できる力を養う場として講座等を開催	福祉政策課 高齢障がい課 子ども発達支援課
35	子ども･子育て支援活動団体等への支援	子ども・子育て支援活動団体等への情報提供やネットワークづくり、活動等への支援	子ども若者政策課
36	介護等の人材養成や資質向上のための研修の実施、情報提供	ヘルパー講習会等の実施、研修等の情報提供	高齢障がい課
基本目標３　個人として尊重される社会の形成			
（10）家庭、学校、地域等における男女共同参画意識の醸成			
37	男女共同参画に関するフォーラムや講座等の実施	男女共同参画意識醸成のための市民向けフォーラムや講座の実施	政策室 公民館
38	男女共同参画に関する情報提供	情報誌の発行、広報・ホームページ・ＳＮＳ等による情報提供	政策室
39	男女共同参画関連図書の充実と利用促進	関連図書の収集や利用促進のための集中展示、図書目録の作成	図書館
40	進路指導等における男女共同参画の推進	固定的な役割分担意識にとらわれない多様な生き方をデザインできるように指導を実施	指導室

	取組	概要	担当課
41	教職員に対する研修の実施	教職員に対する人権教育研修の実施	指導室
（11）人権を尊重する意識の醸成			
42	人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例の推進	条例に基づく相談体制の強化、人権啓発事業補助金による啓発活動への支援、人権啓発講演会、人権啓発誌等による啓発等の実施	政策室
43	狛江市子どもの権利条例の普及啓発及び推進（新規）	令和７年度に制定した狛江市子どもの権利条例を踏まえ、その理念を実効性のあるものとするため、子どもへの理解と関心を深めていくための周知・啓発	政策室 子ども若者政策課 児童育成課 指導室
44	多様な性･生き方に関する理解促進	性的指向、性自認など性の多様性を認め、尊重するための意識啓発、情報提供	政策室
45	多様な性･生き方に関する教育の推進	多様な性の尊重など人権教育プログラム等を活用した指導、人権教育推進委員会の開催、人権教育全体計画及び年間指導計画による指導を実施	指導室
46	ストーカーやハラスメント等の防止と対策	ストーカーやハラスメント、様々な虐待に対する防止啓発と適切な支援体制づくり	政策室
47	メディア・リテラシー（情報活用能力）の普及	人権尊重の視点に立ち情報を取捨選択する能力の普及	政策室
（12）配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援			
48	ＤＶ防止のための広報・啓発活動	ＤＶ、デートＤＶの背景、実態を理解するため、様々な機会を通じた広報・啓発活動	政策室
49	学校における暴力防止教育	学校教育を通じてどんなことがあっても暴力は許さないという指導を実施	指導室
50	被害者の安全確保	一時保護施設、母子生活支援施設との連携	子ども若者政策課
51	子どもの安全確保とケア	児童虐待防止のため、ＤＶがある家庭の子どもの安全確保	子ども家庭課
52	被害者の自立支援	日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援	子ども若者政策課
53	庁内、関係機関との連携強化	早期発見・早期対応に向けて、庁内及び学校、東京都女性相談支援センターや、医療機関や警察等との連携強化	政策室 子ども若者政策課
（13）困難な問題を抱える女性への支援（新規）			
54	困難な問題を抱える女性に対する支援に関する周知、啓発（新規）	様々な問題を抱える女性に対する支援に関する周知、啓発	子ども若者政策課
55	困難な問題を抱える女性への支援のための体制強化（新規）	様々な問題を抱える女性への支援に対応する専門相談員の体制強化	子ども若者政策課

	取組	概要	担当課
56	関係機関との連携強化（新規）	東京都女性相談支援センター、女性自立支援施設、医療機関や警察等との連携強化	子ども若者政策課
（14）生涯を通じた心身の健康支援			
57	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念の浸透と情報提供	相談事業や啓発物・冊子等での情報提供、普及啓発	健康推進課 子ども家庭課
58	性に関わる指導の適正実施	生活指導主任会等で性に関わる指導についての協議を実施、各学校において指導計画に基づき発達段階に応じた指導を実施	指導室
59	健康相談の実施	健康相談の実施と充実	健康推進課 子ども家庭課
60	保健指導の充実	こんにちは赤ちゃん訪問等、様々な方法での保健指導の実施と充実	子ども家庭課
61	各種検診・健康診査事業の充実	心身の健康を保持するための健診及び指導	健康推進課
（15）様々な相談体制の強化			
62	相談窓口の周知と体制強化	女性のためのカウンセリングやこころのカウンセリング、女性相談、人権身の上相談、こころの健康相談室等の周知・充実	秘書広報室 政策室 福祉相談課 子ども若者政策課
63	切れ目のない相談支援体制の構築（新規）	福祉のつなぐシート登録システムの活用により、一人ひとりの状況に合わせた相談体制の構築	福祉政策課
64	外国語通訳ボランティア派遣	市役所や学校等における手続きや相談、面談等の際に通訳が必要な外国人に対する外国語通訳ボランティアの派遣	政策室
基本目標４　あらゆる分野における男女共同参画の推進			
（16）政策・意思決定過程における男女共同参画の推進			
65	市政への参画に関する情報提供	市民委員の公募等について広報、ホームページ等による情報提供、無作為抽出方式による委員募集	政策室
66	市政への多様な参加手法の検討、推進（新規）	構成員の一部を市民委員とする審議会等に現役世代、子育て世代、若者等が参加しやすい環境の整備	政策室

	取組	概要	担当課
67	審議会等における両性の確保	性別の偏りが生じない構成となるよう委員を確保し、また、男女のどちらかの割合が 40%を下回らないよう是正措置	政策室
（17）地域・市民活動における男女共同参画の推進			
68	市民活動団体等への支援や参加促進	市民活動支援センターにおける活動支援や団体情報等を情報誌等に掲載することにより活動を支援するとともに、男性が活動に参加しやすい仕組みを工夫	政策室
69	男女共同参画意識を育むコミュニティ活動の充実	地域センター等での活動、町会・自治会等のコミュニティ活動への参画支援、情報提供	地域活性課
70	地域活動やボランティア等の情報提供と参加促進	情報誌の発行等による地域活動の活動状況の広報、情報提供による参加促進	政策室 公民館
（18）防災における男女共同参画の推進			
71	防災会議における女性委員の参画促進	防災対策への女性の意見反映のための女性委員の参画促進	安心安全課
72	避難所運営協議会における女性の参画促進	避難所運営協議会への女性の参画を促進し、多様性に配慮した運営を検討	安心安全課
73	多様性に配慮した備蓄品等の整備	多様なニーズの違いや状況に対応するため、それぞれに配慮した備蓄品の整備	安心安全課

３.令和７年度狛江市男女共同参画推進計画推進状況調査結果

○目的

狛江市男女共同参画推進計画（以下「計画」という。）の基本理念に基づく「基本目標」を実現するための取組が、目標達成に向けて実施されていることを確認し、進捗状況を明らかにするものです。

○評価方法

（１）担当課による自己評価

計画に基づく 73 の取組について、施策ごとに各担当課で以下の【評価基準】に基づき、前年度と比較し自己評価を行います。

（２）庁内組織による評価

狛江市人権・男女共同参画推進庁内委員会及び狛江市人権・男女共同参画推進本部において、担当課が行った自己評価の内容について、男女共同参画の視点を踏まえ、点検・評価するとともに、以下の【評価基準】に基づき、施策の全体評価を行います。

【評価基準】

A	充実・強化 （前年度から取組みが充実・進展し、男女共同参画の視点においても十分な成果があった。）
B	前年度同様 （前年度と同様の内容で取組みを実施し、男女共同参画の視点においても概ね成果があった。）
C	あまり進捗していない・縮小 （前年度から取組みが後退し、男女共同参画の視点においても課題が残る。）
D	全く進捗していない・未実施

○評価の内訳

各基本目標の評価内訳は下記の表のとおりとなりました。

	施策の全体評価		担当課ごとの評価			
			A	B	C	D
基本目標１ 多様なライフスタイルの実現	（１）	B	1 (10.0%)	9 (90.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	（２）	B				
	（３）	B				
	（４）	B				
基本目標２ 子育て・介護を支える環境の整備・支援	（５）	B	1 (5.9%)	16 (94.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	（６）	B				
	（７）	B				
	（８）	B				
	（９）	B				
基本目標３ 個人として尊重される社会の形成	(10)	B	5 (22.7%)	16 (72.7%)	0 (0.0%)	1 (4.5%)
	(11)	B				
	(12)	B				
	(13)	A				
	(14)	B				
	(15)	B				
基本目標４ あらゆる分野における男女共同参画の推進	(16)	B	1 (20.0%)	4 (80.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	(17)	B				
	(18)	A				
合計			8 (14.8%)	45 (83.3%)	0 (0.0%)	1 (1.9%)

※各基本目標における施策ごとの担当課数で集計しています。

○令和７年度の総括

本計画は令和６年度に改正され、令和７年度は改定後の計画の初年度でしたが、相談や講座、研修など新計画の基本目標に基づく施策や事業が着実に取り組まれていました。特に令和７年度は子どもの権利条例の制定に向け、ワークショップやフォーラムなど様々な取組が行われました。また、すこやか病児保育室の廃止に伴い、新たな病児保育室「いっぽのぽっけ」を開室し、子どもの急病時に保護者が自身のタイミングで予約できるように、利用者の声を踏まえてオンライン予約システムを導入するなど、子育て環境の充実に向けた取組が着実に進められました。

その他の取組についても、社会情勢や市における男女共同参画を取り巻く現状や課題等を踏まえ、柔軟な働き方の推進や困難な問題を抱える女性への支援など新たな視点を加えた新計画の施策の方向性に沿った取組が進められたと考えられます。

基本目標１「多様なライフスタイルの実現」

多様な働き方とワークライフバランスを推進するため、柔軟な働き方の促進や働きやすい職場環境の整備に取り組んでいます。年次有給休暇や男性の育児休業の取得を促進するとともに、業務改善による時間外勤務の縮減や柔軟な働き方の推進に成果を上げています。令和７年度の育児休業の取得率は男女ともに100％であり、有給休暇の平均取得日数は14.2日で、前年度同様に14日以上となっています。在宅勤務実績は144人で、前年度の132人から増加しています。管理的地位にある職員に占める女性職員の割合は、前年度の8.2％から11.8％に増加し、「働く女性の健康について」などの健康講座やハラスメント防止研修を通じて、市役所が他の事業所のモデルとなるよう率先して多様なライフスタイルの実現に向けた取組を進めることができました。

キャリア形成と再就職希望者を支援するため、就職活動支援セミナーを実施し市民の多様な働き方を支援しました。創業希望者向けのセミナーとスクールを開催し、多様な働き方やキャリア形成の支援を行い、自身のライフスタイルに合った就労支援につなげることができました。

基本目標２「子育て・介護を支える環境の整備・支援」

働いている妊婦や父親が参加しやすいように、ママパパ学級を土曜日に開催するなど、子育てを支える環境の充実を進めています。すこやか保育室の廃止に伴い、新しい病児保育室「いっぽのぽっけ」を開設し、病気や病気回復期の保育が困難な場合の一時的な保育支援を行っています。

また、保護者が保育サービスを円滑に利用できるよう保育サービスコーディネーターを配置し、相談に応じるとともに、個々の状況に応じた保育サービスの情報提供を行っています。また、オンライン相談を実施することで、時間や場所に捉われない相談の場を提供することができています。

公立保育園では、引き続き延長保育及び一時保育を実施したほか、私立幼稚園において、保護者の就労の有無にかかわらず保育園等を利用していない未就学児を預かる多様なニーズに対応した保育サービスの提供を行いました。

学校一斉閉庁期間に合わせて「学び」、「遊び」、「体験」を通じて、子どもの居場所づくりを行う機会として「夏休み子ども・中高生スペース」を開催しました。

介護を支える環境の充実に向けては、高齢者個人への支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を目的とした地域ケア会議である個別ケア会議、地域ケア会議幹事会、地域課題検討会議を開催し、地域課題の抽出および解決策の検討を行いました。認知症の早期対応に関する支援として、認知症の初期相談や早期対応につなげるための認知症簡易チェックサイト事業、認知症サポート医によるもの忘れ相談会、家族介護者への支援として、毎月４会場で家族介護者の会を引き続き開催しました。

地域における人材の確保・養成については、令和７年度から新たに狛江市訪問系障害福祉サービス事業所人材確保対策支援事業を実施し、ヘルパー人材の確保を支援するための補助金を交付しました。

基本目標３「個人として尊重される社会の形成」

個人として尊重される社会の形成に向けて、「相手も自分も大切にするコミュニケーション」をテーマに、個性を認め合い、相手も自分も大切にする方法について学ぶ市民対象の講演会を開催しました。また、男女共同参画推進委員

会が作成する「男女共同参画推進委員会だより」において、「子育ての支援が当たり前の社会」を目指すNPO法人の取組などの記事を掲載しました。

また、子どもの権利条例の周知を目的に、小学６年生を対象に人権擁護委員による「子どもの権利条約・狛江市子どもの権利条例」についての授業（人権教室）を実施し、日常生活での事例を用いて子どもの権利について理解を深めました。

その他、多文化共生事業として、NPO法人と協働し、市内の小中学校に通う海外ルーツの児童生徒へ日本語の支援事業に取り組みました。

基本目標４「あらゆる分野における男女共同参画の推進」

無作為抽出による審議会等の公募市民委員等の募集を行い、行政分野に参加意向のある人が誰でも参加できる環境づくりを引き続き進めていますが、両性の委員確保については、引き続き取組みが必要です。

防災における男女共同参画の推進については、防災会議の学識経験者に引き続き女性委員が任命されているほか、避難所運営協議会においても役員への女性配置などが配慮されています。

○令和7年度推進状況

基本目標1　多様なライフスタイルの実現	
方向性	誰もが個性や能力を発揮し、自分らしい、多様な生き方をデザインでき、あらゆる年代において、仕事と子育て・介護・趣味等の仕事以外の生活との両立が可能な社会の実現が求められています。まずは、仕事以外の生活を大切にすべきであるという考えに基づき、「ライフ」を先にした表記である「ライフ・ワーク・バランス」とし、生活を重視するライフ・ワーク・バランスの推進を図ります。 R6 調査では、ライフ・ワーク・バランスの実現のために必要なこととして「フレックスタイム・テレワーク等の柔軟な働き方の整備（41.2%）」がH31 調査で最も多かった「長時間労働の削減（38.2%）」を上回っています。コロナ禍が契機となりテレワーク等の導入により、時間や場所にとらわれない多様な働き方が浸透し、働き方、暮らし方に変化をもたらしましたが、感染状況がピークを抜けて以降、出勤傾向が戻りつつあることからも、ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、多様な働き方が定着するよう、啓発、情報提供を行います。 また、事業所が少ない狛江市において、市役所自らが事業所のモデルとなるよう、狛江市特定事業主行動計画に基づき、率先して多様なライフスタイルの実現に向けた働き方を推進します。
施策	（1）多様な働き方とライフ・ワーク・バランスの推進　（2）ライフ・キャリアデザインの支援　（3）事業者等への情報提供と連携強化　（4）モデル事業所としての市役所等の取組

（1）多様な働き方とライフ・ワーク・バランスの推進　　**施策の全体評価…B**

取組No.	1				担当課	政策室	評価	B
取組内容							評価理由	
男女共同参画週間パネル展において、狛江市のライフ・ワーク・バランスの取組（時差出勤・時間単位の年次有休暇の取得上限の撤廃、絶対退庁時間やノー残業デーの徹底、育児休業取得状況等について）及び東京都のライフ・ワーク・バランスの取組（テレワーク普及促進プロジェクト）について紹介し、情報発信を行った。							パネル展を通して、狛江市と東京都の・ライフ・ワーク・バランスの取組について周知し、意識啓発を図る機会としたため。	

取組No.	1	2			担当課	地域活性課	評価	B
取組内容							評価理由	
東京都労働相談情報センターが主催する、労働関係法、育児・介護休業制度等、その他労働にまつわるセミナー（計1回）について共催し、周知・啓発を行った。 ワーク・ライフ・バランスについて、国・都等が作成したパンフレット、冊子等を活用して配布、提供することで意識啓発を行った。また、女性向けの自営型テレワークに関するセミナーを通じ、ワーク・ライフ・バランスの実現に役立つ情報発信を行った。（開催数：3回、参加者数：延べ43人）							パンフレット等の配布やセミナーの実施により、ワーク・ライフ・バランスに対する市民意識の啓発につなげたため。	

取組No.	2				担当課	秘書広報室	評価	B
取組内容							評価理由	
法律相談等を毎週月・木曜日に開催した。また、労働相談を毎月1回市民相談として開催した（法律相談内での労働に関する相談：16件、労働相談：8件）。							前年度と同様に相談を実施できたため。	

（2）ライフ・キャリアデザインの支援　　**施策の全体評価…B**

取組No.	3				担当課	政策室	評価	B
取組内容							評価理由	
男女共同参画推進委員会だよりの中で、「子育て支援が当たり前の社会」を目指す事業者の紹介や、ユニークな「働き方」に取り組んでいる企業へのインタビュー記事等を掲載し、多様な働き方や価値観について情報発信を行った。また、国や都が作成したパンフレットや冊子の配布、設置を行い、より広く情報提供を行った。							子育て支援や多様な働き方に力を注いでいる企業への視察結果等の取組について広く周知することができたため。	

取組No.	3	4	5	6	担当課	地域活性課	評価	B
取組内容							評価理由	
多様な働き方に関する支援、キャリア形成の支援及び再就職希望者への支援のため、対象を絞り、全4回に分けて就職活動支援セミナーを実施した。女性向け（1回、参加者数：6人）、一般向け（1回、参加者数：43人）、シニア向け（1回、参加者数：44人）、若年者向け（1回、参加者数：9人）、また、女性向けの自営型テレワークに関するセミナーを3回実施し、延べ43人が参加した。 起業支援のため、創業希望者向けのセミナーとスクールを開催した。創業セミナーでは先輩創業者を講師に迎え、14人が参加した。市主催の創業スクールは7人が修了し、創業に必要な知識の習得を支援した。 公益財団法人東京しごと財団が主催する地域連携型就職面接会事業（2回）、女性しごと応援キャラバン（1回）、狛江市商工会が主催する市内企業就職合同説明会（1回）について共催し、就職に関する情報提供を図った。							各種セミナーの実施や情報提供等により、多様な働き方やキャリア形成の支援を行うことができ、自身のライフスタイルに合った就労支援につなげたため。	

取組No.	7				担当課	公民館	評価	B
取組内容							評価理由	
仕事をしている人が参加できるように成人学習事業では市民ゼミナール（全4回、参加者数：延べ16人）を開催した。							広い世代にニーズのある講座で公民館での学びを知ってもらうきっかけのひとつとなった。	

（3）事業者等への情報提供と連携強化　　**施策の全体評価…B**

取組No.	8	9			担当課	地域活性課	評価	B
取組内容							評価理由	
良好な就労環境推進のため、国・都等が作成したパンフレット等を配布し、情報提供することで市内事業者への働きかけを行った。 商工会との連携を密にし関係団体と随時情報交換を行った。							パンフレット等の配布により、就労環境に対する事業者意識の啓発につなげるとともに、商工会等の関係団体と適宜情報交換を行う等、事業所と連携できる体制づくりに努めたため。	

（4）モデル事業所としての市役所等の取組　　**施策の全体評価…B**

取組No.	10	11	12	13	14	担当課	職員課	評価	A
取組内容								評価理由	
令和7年度においても、引き続きライフワークバランスの啓発に取り組み、年次有給休暇や男性の育児休業等の取得促進、業務改善による時間外勤務の縮減を図った。育児にかかる部分休業の取得方法や取得時間の柔軟化、在宅勤務を時間単位で可能とする改正を行った。また、女性管理職の登用に努めた。 ＜取組結果の実績＞ ・令和7年度育児休業の取得率：男性100%、女性100%（前年度：男性76.9%、女性100%） ・有給休暇の平均取得日数：14.2日（前年度14.4日） ・時間外勤務平均時間：100.8時間（前年度114.1時間） ・在宅勤務実績144人（891件）（前年度132人（888件）） ・各役職段階にある女性職員の割合（係長職以上）30.3%（前年度27.7%） ・健康講座（働く女性の健康について）：参加者33人 ・ハラスメント防止研修：管理職57人、一般職32人								左記の取組みの成果としての実績があり、男女共同参画の推進に寄与したと考えられるため。	

取組No.	11				担当課	指導室	評価	B
取組内容							評価理由	
働き方改革における業務量管理・健康確保措置計画において、月当たりの時間外を月45時間以内にすること、リモートワークの推進及び労働安全衛生体制の構築を目指すこととして取り組んできており、学校にも校長会や副校長会を通じて周知している。令和7年度においては、令和6年度と比較して1箇月時間外在校等時間が45時間以上の人数を年間で延べ133名削減することができた。							教員が専用のオンラインシステムであるテレワークプラットフォームを利用し、校務支援システムにアクセス出来るようになり、校外からのリモートアクセスによる業務が可能となったため。	

取組No.	13				担当課	政策室	評価	B
取組内容							評価理由	
令和7年度は人権・男女共同参画研修として、NPO法人こまえにほんごしえん・日本語スクール代表　檜垣　寿子氏を講師にお招きし、外国籍の市民が住みやすいまちづくりや、やさしいにほんごによる情報提供の方法について考える研修を全職員対象に実施した（参加人数：38人）。							誰もが住みやすいまちにするための取組の一つとして外国人へ必要な情報を届ける方法について考える研修を実施したため。	

基本目標2　子育て・介護を支える環境の整備・支援	
方向性	ライフ・ワーク・バランスの推進、多様な働き方の浸透により、子育て・介護を担う男性は増えている一方、男性の多くは仕事優先の生活となっており、家庭の役割の主な担い手は依然として女性となっています。R6 調査では、市が力を入れるべき施策について、女性の回答は「男性の家事、育児、介護等への参加と意識改革（31.0%）」の割合が最も高くなっています。男性が家事、育児、介護等を担うことは、女性の負担軽減に繋がることに加え、シニア世代までの将来を見据えた自身のライフ・キャリアデザインにあたっても効果的であることからも、男性の参画促進に取り組みます。 また、子育てと介護を同時に担う「ダブルケア」に加え、家族の看護などが加わった「トリプルケア」、高齢者虐待の要因の1つとも考えられる、特に負担の大きい認知症介護も問題となっており、子育て・介護を担う人の孤立を防止するための支援等も重要です。子育て・介護を支える環境の充実は、ライフ・ワーク・バランスの実現にも繋がることから、いつでも、誰もが安心して子どもを産み育てることができる子育て環境や介護負担の軽減に繋がる環境整備を行うとともに、地域活動や就労等自らの望むバランスを実現できる社会を目指します。 子育て、介護に関する市の関連計画を推進し、子育てや高齢者・障がい者等の介護・介助をともに担えるよう地域全体での支援についても継続して取り組みます。
施策	（5）男性の家事・育児・介護への参画支援　（6）子育てを支える環境の充実　（7）介護を支える環境の充実 （8）自立支援・介護予防の促進　（9）地域における人材の確保・養成

（5）男性の家事・育児・介護への参画支援　　**施策の全体評価…B**

取組No.	15				担当課	政策室	評価	B
取組内容							評価理由	
男女共同参画週間パネル展において、「パパママのホンネと男性育業の実態を徹底解明」として男性育業のメリットや考え方、男性の働き方等に関する情報（東京都男性の家事育児実態調査2023）を記載したパネルを展示し、情報提供を行った。							男性の家事・育児等への参画の重要性について、パネル展で取り上げ、周知することで、関心のない対象者が無意識の常識に気付く機会につながるよう努めたため。	

取組No.	16	17			担当課	子ども若者政策課	評価	B
取組内容							評価理由	
民間企業との協働により作成している子育てガイドブックについて、令和7年度も引き続き配布し、子育てに関する各種サービス等の周知を行った。 新しく父親になった方と、これから父親になる方のために作られた育児冊子として、（一社）日本精神科看護協会が発行しているパパカードの配付を行い、父親の育児参加を図った。							子育てサービスに関する情報を各種媒体により子育て世帯に対し引き続き周知することで、サービスの利用等子育て家庭への支援につなげたため。	

取組No.	16				担当課	子ども家庭課	評価	B
取組内容							評価理由	
ママパパ学級は、働いている妊婦や父親が参加しやすいように土曜日開催日を設けて実施した。 開催回数：延べ24回（平日4回、土曜日20回） 参加者数：母 延べ270人・父延べ 231人 妊娠時にお渡しする「母と子の保健バック」に東京都が作成した「パパとママが描くみらい手帳」を入れ、ライフ・ワーク・バランスや両立支援のための情報提供を行った。							土曜日開催日を設け、父親が参加しやすい環境を整えることで、妊娠期から2人で子育てするイメージや育児の知識を共有するための機会としたため。	

（6）子育てを支える環境の充実　　施策の全体評価…B

取組No.	18	19	21	22	担当課	子ども若者政策課	評価	B
取組内容							評価理由	
保護者が保育サービスを円滑に利用できるよう保育サービスコーディネーターを配置し、相談を受けるとともに、個々の状況に応じた保育サービスの情報提供を行っている。他部署とも連携し、情報共有を行うことで支援につなげている。令和7年度の相談件数は273件（令和6年度：239件）となり、オンライン相談については、うち23 件（令和6年度：23件）の相談があり、来庁する時間が比較的取りにくい子育て世帯について、時間や場所に捉われない相談の場を提供することができた。 病児保育については、令和6年度末で「すこやか病児保育室」が廃止になったが、令和7年10月から新たに「いっぽのぽっけ」において病児・病後児保育を実施し、利用者数は延べ164人となった。また、民間のベビーシッター事業者等による訪問型の病児・病後児保育サービスを利用した際の利用料を助成する事業について、13人の利用があった。 親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた！”を年2回（参加者数：計12人）、ノーバディーズパーフェクトプログラムを1回開催（参加者：6人）、パパ向けノーバディーズパーフェクトプログラムを1回開催（参加者数：6人）し、子育て世帯の不安等の解消及び交流の場とした。子育て講座については、第1回は対面による父と子が触れ合えるベビーマッサージの講座（参加者数：8人）、第2回はオンラインによる小学校低学年を乗り切るスキルを学ぶ講座（参加者数：7人）、第3回はオンラインによる子育て中またはパートナーが妊娠中の男性を対象とした講座（参加者数：9人）を実施することで、働く親が講座に参加できる機会の提供や父親を含めた子育てへの不安の解消につながった。 子育て中の方への情報発信のツールの1つとして、こまえ子育てねっとやこまえスマイルぴーれをはじめとした子育てポータルサイトの運用を行った。適宜記事の更新や最新の情報発信に努めるとともに、こまえスマイルぴーれについては、月1回サイト会議を開催した他、生成AI講座の研修を2回実施するなど、より効果的な情報発信を行えるようメンバーで学びながら行うことができた。							子育てサービスに関する情報を各種媒体により子育て世帯に対し引き続き周知することで、サービスの利用等子育て家庭への支援につなげたため。 保育サービスコーディネーターによる相談については、オンラインにより実施するなど相談環境の充実を図り、また、各種子育てに関する講座をオンラインを含めて開催することで、子育て家庭の不安の解消やストレスの軽減を図ることができたため。 病児保育については、令和7年度より新たな病児保育室となったが、順調に運営できており、病気・病気回復期の保育が困難な場合の一時的な保育の支援につながっているため。	

取組No.	18				担当課	子ども家庭課	評価	B
取組内容							評価理由	
関係機関との連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の代表者会議を1回、実務担当者会議を36回実施し、ケースに関わりのある機関の職員や多摩児童相談所職員などと情報共有や支援方針の確認を行った。							児童虐待全般に対して、関係機関と連携を図りながら早期発見、早期対応を行ったため。	

取組No.	18	19	22		担当課	子ども発達支援課	評価	B
取組内容							評価理由	
子ども家庭支援センターの子育てひろばでは育児や家庭に悩みを持つ保護者に対し、気持ちに寄り添いながら919件の相談に対応した。また、どこに相談したらよいのか分からない方やゆっくり話をしたい方のための総合相談窓口では、128件の相談を受理し、51件を関係機関へつないだ。また、気持ちの相談では79件の相談に対応した。 子育てひろばでは、16,479人（保護者の数）の利用があり、子どもを遊ばせながら、親同士のつながりや出会いの場となった。また、子ども家庭在宅サービスでは、一時保育事業が105件、ショートステイが45件、育児支援ヘルパーの利用が322件あり、育児や家事の負担軽減につなげた。							敷居の低い相談窓口、様々な子ども家庭在宅サービスの提供、子育てひろばを通じた保護者同士の交流促進等を実施し、地域での仲間づくり、保護者の育児不安や育児負担の軽減、児童虐待の未然防止等につなげたため。	

取組No.	18	19	20	22	担当課	児童育成課	評価	B
取組内容							評価理由	
公立保育園における電話育児相談を引き続き実施したが、令和7年度は相談実績はなかった。また、園庭開放においても育児相談を実施した（園庭開放利用実績：大人91人、子ども136人） 引き続き延長保育及び一時保育を実施したほか、私立幼稚園において、保護者の就労の有無にかかわらず保育園等を利用していない未就学児を預かる多様な他者との関わりの機会の創出事業を実施した。 学童クラブ（17施設）、児童館（3施設）及び放課後子ども教室（KoKoA）（6施設）を運営し、保護者の就労と子育ての両立を支援するとともに、子どもの安全・安心な居場所の確保に努めた。学童クラブの令和8年3月31日現在の在籍者数は1,006人、KoKoAは市内全小学校で実施し、延べ61,661人が参加した。児童館では、延べ91,092人、プレーパークでは延べ10,295人の利用があり、子どもの健全育成を推進した。							延長保育・一時保育の実施により多様なニーズに対応した保育サービスを提供できたため。 また、学童クラブやKoKoA等の運営により、保護者の仕事と子育ての両立を支援するとともに、子どもの居場所の充実を図り、男女がともに子育てに参画しやすい環境づくりに寄与することができたため。	

取組No.	20	21			担当課	公民館	評価	B
取組内容							評価理由	
学校一斉閉庁期間に合わせて「学び」、「遊び」、「体験」を通し、子どもの居場所づくりを行う機会として「夏休み子ども・中高生スペース」を4日間（参加者数：延べ424人）開催した。 育児中の女性が子育てや社会について学び集うことを目的とした女性セミナー子育てセミナーを全11回（参加者数：延べ73人）開催した。また、保護者の交流の場として「いきいき子育てルーム」を全44回（参加者数：延べ431人）、子育て中の人の活動を促すための「学習グループ保育」は、「学習グループ保育体験」として木曜日に開催した。これは活動場所の確保、仲間集め、実際の活動のサポートをし、「学習グループ保育」につなげていくものである。28回の保育と活動（うち4回の会議）を行った。活動中延べ123人の子どもを保育した。会議は延べ16人が参加した。 各種事業において、市の広報・ホームページにて参加者を募集し、参加者の申込にロゴフォームを活用した。また、事業内容、実施日時、参加人数等の実施状況をまとめた「活動の記録」を発行した。							子どもの居場所づくりと子育て支援に関する講座の実施に努め、子育てを支える環境の充実に寄与することができたため。 男女共同参画意識の下に学び・活動の機会を提供することができたため。	

（7）介護を支える環境の充実　　**施策の全体評価…B**

取組No.	23	24	25	26	27	28	担当課	高齢障がい課	評価	B
取組内容									評価理由	
令和6年度の介護保険推進市民協議会で検討を行った結果、令和7年度は看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めることになり、2回の公募を行った。通常の広報等の他、都内等で看護小規模多機能型居宅介護事業を行っている事業所に、直接、公募について通知を行った。また、近隣で事業を展開している事業者や介護事業所のオーナーと意見交換を行ったが、応募には至らなかった。 高齢者個人への支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を目的とした地域ケア会議である個別ケア会議（16回）、地域ケア会議幹事会（4回）、地域課題検討会議（2回）を開催し、地域課題の抽出及び解決策の検討を行った。 認知症の早期対応に関する支援として、認知症の初期相談、早期対応につなげるための認知症簡易チェックサイト事業（アクセス数：3,058件）、年6回の認知症サポート医によるもの忘れ相談会（相談件数：計17件）等を実施した。 家族介護者への支援は、毎月4会場で開催する家族介護者の会（参加者数：177人）、年6回の家族介護者教室（参加者数：95人）、認知症啓発イベント（参加者数：8人）を開催した。認知症カフェは、3会場のうち2会場（参加者数：229人及び314人）は12回、1会場（参加者数：78人）は11回開催した。 高齢者の自立支援住宅改修事業の給付実績は9件、高齢者自立支援日常生活用具の給付実績は39件であった。 訪問入浴サービスは、重度障がいのある者の生活を支援するため、実利用者4人に延べ188回の訪問入浴サービスを提供した。 ホームヘルパー派遣は、在宅の障がい者の食事等の介護を行うため、実利用者137人にホームヘルパーを派遣した。 緊急一時保護事業は、在宅の障がい者を介護している者が疾病等の理由により介護が困難な場合に、障がい者を一時的に保護する事業の利用が121件あった。 障がい者の住宅設備の改善に係る給付は申請がなかった。								介護保険制度、高齢者の支援、認知症対応、在宅の障がい者支援など、各種制度に基づき適切にサービスの提供及び課題の検討を行ったため。	

取組No.	27	29			担当課	福祉相談課	評価	B
取組内容							評価理由	
介護に関わる本人、家族、地域住民、専門職の情報交換・交流の場として、高齢者見守り相談窓口である2か所のこまほっとシルバー相談室（狛江団地・多摩川住宅）において、高齢者を中心に映画観賞会や体操を通じた居場所作り、医療機関と連携した認知症等の個別相談会、社会資源・住民の状況と支援の情報共有等に取り組んだ。また65歳以上のひとり暮らし及び高齢者のみの世帯を対象とした、専門職による生活実態のアセスメントの実施について、情報収集を行うとともに、家族や親族による来所、電話、訪問による相談を受け、家族介護者への支援に努めた。 介護疲れや介護ストレスなどを要因とした虐待の防止、家族介護者への支援のため、高齢者・障がい者ともに虐待防止法に基づき、本人、家族、支援者が孤立せず、安心安全な生活ができるよう、支援を行っている。虐待の早期発見に努め、地域包括支援センター等と連携し、虐待解消に努めるとともに、介護者の負担軽減を図った。障がい者については、令和6年に設置された障がい者基幹相談支援センターが虐待防止センターの機能を有し、障がい者虐待対応の中核的な役割を担っている。							27については、前年度の事業を継続し、高齢者本人や家族介護者等への支援に努めたため。 29については、高齢者・障がい者ともに、地域の支援者等と連携し支援体制の構築に努めている。令和7年度、障がい者虐待防止研修を、地域包括支援センターとともに実施し、高齢・障がい分野それぞれの支援者40人が参加するなど、地域の支援者の学びを深めることができたため。	

（8）自立支援・介護予防の促進　　施策の全体評価…B

取組No.	30	31	32		担当課	高齢障がい課	評価	B
取組内容							評価理由	
老人福祉センターは、感染症感染拡大防止のため、前年度と同様に高齢者浴場の使用停止を行い、利用者数は3,774人に留まった。 介護予防事業は、介護予防普及啓発事業（参加者数：延べ1,463人）をハイブリッド方式で実施した。また継続事業として、うんどう教室（参加者数：延べ837人）、口腔ケア講座（参加者数：延べ35人）、認知症予防講座（参加者数：17人）、アクティブシニアサポーター養成講座（参加者数：8人）、フォローアップ講座（参加者数：19人）を実施した。 住民主体の通いの場である通所型サービスB事業（会員数：212人）は、新規で2団体が立ち上がり、既存の団体と合わせて12団体の運営支援を行った。 あいとぴセンターのプールを高齢者及び障がい者（利用登録者512人）が利用した。							老人福祉センター及び障がい福祉センターの利用、介護予防事業・地域支援事業の実施により介護予防等を促進できたため。	

取組No.	30				担当課	健康推進課	評価	B
取組内容							評価理由	
介護予防につながる取組として健康教育を実施した。参加人数は、良い姿勢が身に付く！姿勢改善プログラム29人、歯科講演会27人、生活習慣予防講演会（糖尿病）22人、生活習慣病予防講演会（高血圧）22人、がん予防講演会17人、骨密度測定会＆骨の栄養相談164人であった。							市民に対して、介護予防につながる取組として健康教育を実施できたため。	

取組No.	33				担当課	公民館	評価	B
取組内容							評価理由	
こまえ市民大学を全19回（参加者数：延べ849人）、市民ゼミナールを全4回（参加者数：延べ16人）、スマホ講座を全6回（参加者数：延べ43人）、スマホ相談会を全10回（参加者数：延べ23人）を開催した。							人生100年時代に向けた学びや地域課題の解決のきっかけを提供できたため。	

（9）地域における人材の確保・養成　　施策の全体評価…B

取組No.	34				担当課	福祉政策課	評価	B
取組内容							評価理由	
「福祉カレッジ」では、「基礎講座（全7回）」と「ステップアップ講座（全7回）」の2コースでプログラムを実施した。基礎講座は13人が受講し、11人が修了した。ステップアップ講座は7人が受講し、4人が修了した。基礎講座では、「認知症」、「ひきこもり」、「多文化共生」などのテーマを扱い、当事者や支援者からの話を聞くことによって、自らの気づきやそれを行動につなげていけるような講座を実施した。ステップアップ講座は、2年毎にテーマを変えて実施し、令和7年度は「障がい分野」2年目として特化したプログラムを実施した。 修了後は、企画案の実現に向けた活動を開始したり、福祉のまちづくり委員会へ参加したりするなど、それぞれの形で地域活動へ関わる動きが見られた。また福祉カレッジ2025基礎講座の修了生有志でネットワークを作り、最終回で提案をした課題を中心に、令和8年度以降に地域活動への展開を予定している。							講座修了後、修了生の有志メンバーが集まり、企画案の実現に向けた活動を開始したり、福祉のまちづくり委員会へ参加したりするなど、それぞれの形で地域活動へ関わる動きが見られたため。	

取組No.	34	36			担当課	高齢障がい課	評価	A
取組内容							評価理由	
子育て・介護を支えるボランティア等の養成は、認知症サポーター養成講座を13回実施し、431人が参加した。 令和7年度から新たに狛江市訪問系障害福祉サービス事業所人材確保対策支援事業を実施し、ヘルパー人材の確保の支援を目的に補助金を交付した。（交付実績：1事業所）							新たな補助制度を創設し、ヘルパーの人材確保の推進を図ったため。	

取組No.	34				担当課	子ども発達支援課	評価	B
取組内容							評価理由	
地域で支援を必要とする子どもや家族を支える人材を育成するため、発達サポーター育成講座（B講座:7回、C講座：7回）を実施し、一般社団法人「星と虹色なこどもたち」の認定資格に基づく発達サポーターとして必要な講座受講者を52人輩出した。 児童発達支援センターでは、支援者のスキルアップを図るため支援者向け研修会「子どもの身体の育ちと園でできる身体発達を促す遊び」～作業療法士の視点からの提案～を実施し、40人が受講した。また、障がい児理解を推進するため市民向け研修会「子どもの生活を豊かにする遊びのエッセンス」を実施し、9人が受講者した。							発達障がいへの理解・啓発及び発達障がいや支援の必要のある子どもの支援ができる人材育成の場として、計画に沿って概ね実施できているため。	

取組No.	35				担当課	子ども若者政策課	評価	B
取組内容							評価理由	
地域で子育て支援活動を行っている団体同士に横のつながりを持たせることで、共通認識を持った活動や団体同士の情報共有を図ることができるよう市民活動支援センターと合同にて2回の団体情報交換会及び子どもの権利をどう伝えるかをテーマに講演会を1回有志で開催した（参加者数：28人）。							団体同士のつながりの場となる情報交換会を2回及び講演会を提供することができたため。	

基本目標3　個人として尊重される社会の形成	
方向性	全ての人が性別等にとらわれず、制約を受けることなく自分らしく生きることができる社会の実現のためには、家庭、学校、職場等あらゆる場所、場面において、それぞれの違いを個性として認め合い、お互いを尊重することが大切です。 R6 調査においては、家庭、教育、職場等の各分野において、H31 調査と比較し、男女の地位は「平等になっている」と思う人の割合は増えていますが、「どちらかといえば男性が優遇されている」と思う人の割合が50％以上を占めている分野も多い状況となっています。固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は幼少期から形成されてしまうことから、大人の意識改革とともに、性別により将来の可能性が制限されることがないよう、学校等において子どもへの男女共同参画の視点を持った教育、意識啓発等も重視します。 配偶者等からの暴力やハラスメント等は重大な人権侵害であり、認知度も高まってきていることから、相談件数は増加傾向となっています。当該行為の根絶に向けた取組を行うとともに、関係機関との連携により被害者への支援を進めます。また、様々な状況において、困難を抱えている人に対してのよりきめ細かな支援を行います。
施策	（10）家庭、学校、地域等における男女共同参画意識の醸成　（11）人権を尊重する意識の醸成　（12）配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援　（13）困難な問題を抱える女性への支援　（14）生涯を通じた心身の健康支援　（15）様々な相談体制の強化

（10）家庭、学校、地域等における男女共同参画意識の醸成　　**施策の全体評価…B**

取組No.	37	38			担当課	政策室	評価	B
取組内容							評価理由	
男女共同参画推進フォーラム講演会として、コミュニケーション講師の吉井奈々さんを講師にお迎えし、『相手も自分も大切にするコミュニケーション』をテーマに、ご自身の経験を交えながら、個性を認め合い、相手も自分も大切にする方法について市民を対象にした講演会を開催した（参加人数：75人）。 また、男女共同参画推進委員会が作成する男女共同参画推進委員会だよりにおいて、委員会が市へ行った提言内容や男女共同参画推進計画の内容に触れると共に、「子育ての支援があたりまえの社会」を目指し活動するNPO法人フローレンス、及び「はたらいて、笑おう」のパーソルキャリア株式会社のユニークな働き方についてのインタビューを掲載した。当委員会の情報誌を市内小中学校へ配布するとともに狛江駅周辺の店舗及び公共施設に配布し、多様な価値観や働き方等について情報提供を行った。							講演会を開催しそれぞれの違いを認め合い、お互いを尊重し、自分を大切にする考え方について考える機会を提供できた。 また、手に取りやすくなるよう、デザインやレイアウトに配慮して作成した情報誌を、市内小中学校へ配布し、多様な視点や価値観について情報提供できたため。	

取組No.	37				担当課	公民館	評価	B
取組内容							評価理由	
育児中の子育てや社会について学び、集うことを目的とした子育てセミナーを全11回（参加者：延べ73人）開催した。また、保護者の交流の場として「いきいき子育てルーム」を全44回（参加者：延べ431人）、子育て中の人の活動を促すための「学習グループ保育」は、「学習グループ保育体験」として木曜日に開催した。これは活動場所の確保、仲間集め、実際の活動のサポートをし、「学習グループ保育」につなげていくものである。28回の保育と活動（うち4回の会議）を行った。活動中延べ123人の子どもを保育した。会議は延べ16人が参加した。							男女共同参画意識の醸成に寄与することができたため。	

取組No.	39				担当課	図書館	評価	D
取組内容							評価理由	
男女共同参画に関する情報提供について、令和7年度は実施していない。							中央図書館建て替え工事に伴い、蔵書及び窓口を縮小したため。	

取組No.	40	41			担当課	指導室	評価	B
取組内容							評価理由	
職場体験において多様な事業所において、男女関係なく生徒の希望に沿って事業所を紹介して実施することができた。今年度も4月に人権教育悉皆研修ついて狛江市内全小・中学校の教職員がエコルマホールに参集し、人権について意識の啓発を行うことができた。							前年度に引き続き、男女に捉われない取組や人権教育に関わる取組について実施することができているため。	

（11）人権を尊重する意識の醸成　　**施策の全体評価…B**

取組No.	42	44	46	47	担当課	政策室	評価	B
取組内容							評価理由	
市民の人権意識醸成を目的に、狛江市人権啓発誌「かんがよう　自分のこと・みんなのことvol.4」を作成し、市内全戸及び各公共施設等に配布した。戦争と人権の特集では、戦後80年事業として「平和ユース」についての紹介、狛江市民平和の語り部、平和紙芝居動画の紹介及び相談窓口の紹介等を掲載した。 また、新聞記者の小国綾子さんを講師にお招きし、「『多様性ってめんどくさい』と思ってしまうあなたへ」というテーマで人権啓発講演会を開催した。多様性のしんどさ、めんどうさをあえて大事にする理由等について、ご自身の経験や考えを交え講演いただき、多様性との向き合い方について考える機会を提供した。（参加者数31人） 人権・男女共同参画研修（職員課共催）において、全職員を対象に「外国籍市民が住みやすいまちづくり」（やさしい日本語）をテーマに研修を実施した。（受講者38人） その他、多文化共生事業として、こまえにほんごしえん・日本語スクールと協働し、市内の小中学校に通う海外ルーツの児童生徒へ日本語の支援事業を展開している。国際交流協会事業としては、英会話サロンこまぐりっしゅcafeの開催、国際交流協会30周年記念会と新年会の開催、外国人による日本語スピーチ大会の開催、国際交流サロン（世界の料理教室）の実施等、外国人と交流する場を提供するための事業を実施した。						人権啓発誌の発行や人権啓発講演会の実施により、広く市民に人権意識の醸成を図ることができた。また、国際交流協会やにほんごしえんの活動を通し、多文化共生に対する理解促進や交流の場の提供に努めたため。		

取組No.	43				担当課	政策室	評価	A
取組内容							評価理由	
狛江市子どもの権利条例の普及啓発及び推進（新規） 子どもの権利条例の周知等を行うことを目的に、令和8年2月10日に人権擁護委員による緑野小学校6年生（104人）を対象に「子どもの権利条約・狛江市子どもの権利条例」についての授業（人権教室）を実施し、日常生活での事例を用いて子どもの権利について理解を深めた。							人権教室という形で子どもの権利について子どもたちに周知する新たな取組の場を設けることができたため。	

取組No.	43				担当課	子ども若者政策課	評価	A
取組内容							評価理由	
狛江市子どもの権利条例制定に当たり、子どもや子育て当事者等の意見を条例に反映させることを目的として、ワークショップ（子ども向け2回[参加者数：計25人]、大人向け1回[参加者数：12人]、子ども・大人合同1回[参加者数：17人]）、子どもの声を聴くことの価値を深めることを目的として、フォーラム（参加者数：約50人）を開催した。 また、条例制定後に内容の共有と実践を図るための周知啓発用リーフレットを作成することを目的として子ども向けワークショップ（参加者数：15人）を開催した。条例を伝えることを通じて、単なる意見を伝える場だけでなく、自分たちの暮らす狛江市の「まちづくり」に参加するプロセスにも寄与してもらうことができた。							条例制定に向けて子どもたちが意見を表明する場を多数提供することができただけでなく、その意見を条例やリーフレットに反映することができたため。	

取組No.	43				担当課	児童育成課	評価	B
取組内容							評価理由	
市内各施設に対しパンフレットを提供し、条例の趣旨・概要について周知した。							施設職員に対し、子どもへの理解と関心を深めるための啓発ができたため。	

取組No.	43	45			担当課	指導室	評価	B
取組内容							評価理由	
狛江市立緑野小学校において令和7・8年度人権尊重教育推進校として市内小・中学校に実践事例等を周知することができた。狛江市子どもの権利条例を基にした実践事例として、狛江市立和泉小学校の「児童運営委員会」を主体とした児童の意見表明の活動を市内小・中学校に紹介した。							市内各小・中学校に対して、人権尊重教育推進校の成果を周知することができたとともに、令和8年度から市内全小学校で「児童運営委員会」で開催する計画を立てることができたため。	

(12)配偶者等からの暴力の根絶と被害者支援　　**施策の全体評価…B**

取組No.	48	53			担当課	政策室	評価	B
取組内容							評価理由	
DV防止等の周知について、市ホームページに掲載した他、庁舎の女性トイレや市役所の配架スペースに女性のためのカウンセリングの案内や、都が発行した啓発カード等を配架し、情報が必要な方が手に取りやすい環境づくりに配慮した。また、女性のためのカウンセリングでは、延べ100件の相談を受け、こころのカウンセリングでは、延べ30件の相談を受けた。また、DV(ドメスティック・バイオレンス)及びストーカー行為等の被害者支援に関する庁内連絡会を開催し、庁内の関係部署間で情報を共有し、連携を図った。							DVについて支援が必要な方へ情報が届きやすい環境づくりに努めたほか、人間関係やハラスメント、DV,自身の性格等様々な事情により悩みを抱える相談者に対し、カウンセリングの場を提供することで相談者に寄り添い、必要に応じ必要な支援に繋げるよう努めたため。	

取組No.	49				担当課	指導室	評価	B
取組内容							評価理由	
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において暴力行為は小学校65件、中学校が24件となっており、令和6年度の小学校57件、中学校22件から微増している。学校においては、暴力行為と併せていじめに関する指導も授業に組み込み、道徳や学級活動、学校行事において指導している。							暴力行為の件数だけでみると増加だが、学校がそれだけ認知できるようになってきていると評価することもできるため。	

取組No.	50	52	53		担当課	子ども若者政策課	評価	B
取組内容							評価理由	
令和7年度の母子・父子自立支援員・女性相談支援員による相談総数は1,588件と、前年度と比較して増加した。また、関係連絡会等への参加により情報共有に努めた。 母子家庭等の自立支援事業として、高等職業訓練促進給付金を2件支給した。また、ひとり親家庭のしおり等で事業の周知を行った。							関係機関と連携することで、ＤＶ家庭の安全の確保や自立の支援につなげたため。	

取組No.	51				担当課	子ども家庭課	評価	B
取組内容							評価理由	
児童相談受理件数(養育困難、特定妊婦等を含む。)は、前年度は278件、今年度は322件で増加したが、児童相談所や関係機関と連携を図りながら児童虐待の早期発見・早期解決に努めた。関係機関との連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の代表者会議を1回、実務担当者会議を36回実施し、ケースに関わりのある機関の職員や多摩児童相談所職員などと情報共有や支援方針の確認を行った。また、虐待等で悩んでいる子ども達が自ら相談できるよう相談先を記載したSOSカードを市立小・中学校に在籍する全児童・生徒に配布した(小学校3,931枚、中学校1,424枚)。							児童虐待全般に対して、関係機関と連携を図りながら早期発見、早期対応を行ったこと、子ども自らが相談できるよう児童・生徒に対しSOSカードを配布したことにより、児童虐待防止への啓発を図ることができたため。	

(13)困難な問題を抱える女性への支援　　**施策の全体評価…A**

取組No.	54	55	56		担当課	子ども若者政策課	評価	A
取組内容							評価理由	
相談者の抱える困難な問題は複雑かつ多様化しており、同時並行的な対応が求められる。庁内外の関係機関と一層連携し、より適切な支援につなげられるよう、令和7年度から正規職員を配置し、体制を強化した。ホームページ等により、様々な問題を抱える女性に対する支援に関する相談窓口や社会資源の周知を行った。令和7年度の東京都女性相談支援センターや警察等関係機関との連携強化を図る会議への参加は31件であった。							人員を増やすとともに体制整備を行い、困難な問題を抱える女性への支援が推進されたため。	

(14)生涯を通じた心身の健康支援　　施策の全体評価…B

取組No.	57	59	61		担当課	健康推進課	評価	B
取組内容							評価理由	
40歳以上75歳未満の狛江市国民健康保険加入中の方を対象に特定健康診査を、75歳以上の後期高齢者医療制度加入中の方及び生活保護を受給者のうち40歳以上の方を対象に健康診査を実施した。受診率は、特定健康診査49.9%(令和8年5月時点速報値)、健康診査53.3%(後期)、40.6%(生保)であった。 がん検診については、子宮頸がん検診を20歳以上、胃がん・肺がん・大腸がん・乳がん検診を40歳以上の方を対象に実施した。各検診の受診者数は、胃がん検診1,357人(うちバリウム検査1,302人、胃内視鏡検査55人)、肺がん検診1,524人、大腸がん検診4,536人、乳がん検診1,124人、子宮頸がん検診1,093人であった。 40歳以上の方を対象に歯周病検診を実施し、受診者数は2,292人であった。 また、随時、専門職が電話や面談による健康相談を実施した。 さらに、健康づくりに関する各種事業や健診情報を掲載した「けんこうガイド」を発行し、市内全戸へ配布するとともに、市内施設や地域センター、児童館等にも配架した(発行回数:1回、発行部数:53,000部)。 これらの取り組みを通じて、市民の健康意識の向上及び健診受診の促進に努めた。							特定健康診査、健康診査、各種がん検診、健康相談及び健康情報の提供を継続的に実施し、市民の健康づくりを支援した。健診・検診の受診率は一部前年度を下回ったものの、肺がん、大腸がん及び歯周病検診では受診者数が増加しており、受診勧奨や普及啓発の一定の効果がみられた。これにより、市民の健康意識の向上や疾病の早期発見・早期治療につながる体制の充実を図ることができたため。	

取組No.	57	59	60		担当課	子ども家庭課	評価	B
取組内容							評価理由	
妊娠期から助産師等の専門職が関わり、各家庭に応じた支援を切れ目なく実施していく基盤作りのために面談、訪問、ママパパ教室、ファーストバースデーサポート事業を実施した(妊婦面談事業(ゆりかご狛江) :529件、こんにちは赤ちゃん訪問:502件、ファーストバースデーサポート事業回答数:469件)。 また、産後ケア事業、多胎児移動支援事業といった育児負担の軽減を図る事業も継続して実施している(産後ケア事業申請数:355件、利用回数デイ:179件、ショートステイ:179件、多胎児移動支援事業申請数:29件)。 妊産婦歯科健康診査は令和3年度から狛江市歯科医師会に委託して個別健診となっている。案内は妊娠届時に渡している母と子の保健バッグ、3～4か月健診のお知らせに同封、ホームページ等でも案内している。令和7年度の受診者は323件で、内訳は妊婦が216件、産婦が107件となっている。							切れ目なく実施していく基盤づくりのための各種面談、産後ケア事業の利用が増加しており、相談事業は前年度より充実してきているため。	

取組No.	58				担当課	指導室	評価	B
取組内容							評価理由	
性教育に関する授業を狛江市立第二中学校において、東京都の事業として東京都教育委員会からの紹介として産婦人科医を講師として招聘し、「人工妊娠中絶」や「性感染症」、「子宮頸がん」等についても生徒に指導した。							指導内容についても東京都教育委員会からの指導に基づいて実施しているが、実施校の拡大をしていく必要性があるため。	

(15)様々な相談体制の強化　　施策の全体評価…B

取組No.	62				担当課	秘書広報室	評価	B
取組内容							評価理由	
毎月1日号の広報こまえにおいて市民相談の周知を行った。 また、法律に関する様々な問題に関してお困りの方を対象に法律相談を実施した(相談件数:389件)。							前年度と同様に相談を実施できたため。	

取組No.	62	64			担当課	政策室	評価	B
取組内容							評価理由	
毎月第1・2・4水曜日にカウンセラーによる女性のためのカウンセリングを実施し、6月と11月には、夜間カウンセリングも実施した(相談件数延べ100件)。 毎月第3水曜日にカウンセラーによるこころのカウンセリングを実施した(相談件数:延べ30件) 毎月第3木曜日に人権擁護委員による人権身の上相談を実施した(相談件数延べ:13件)※特設人権相談含む。 日本語での意思の伝達が困難な方と行政機関等との間で行われる手続きや、相談又は面談が的確な意思の伝達に基づいて行われるように、通訳が必要な外国人に対して通訳ボランティアを派遣した(派遣件数:5件)。							女性のためのカウンセリング、こころのカウンセリング、及び人権身の上相談等相談の場を提供することで相談者の支援に繋げることができている。また、日本語での意思の伝達が困難な方との相談や行政手続きで利用可能となる通訳ボランティア制度の活用について、庁内各課へ周知を図ったため。	

取組No.	62				担当課	福祉相談課	評価	A
取組内容							評価理由	
①毎日の生活の中の様々なこころの悩みや病気、不安、性格・行動などの問題で困っている方に対し、精神科医による「こころの健康相談室」を毎月開催した。広報こまえ、ホームページで周知したことに加え、窓口や電話相談の際に必要に応じ、案内を行った。 ②高齢者・障がい者共に虐待防止法に基づき、当事者、家族、支援者が孤立せず、安心安全な生活ができるような体制整備を行っている。高齢者については、3つの地域包括支援センターと共に、月1度合同の支援進捗会議を実施している。障がい者については、令和6年に設置された基幹相談支援センターが虐待防止センターの機能を有し、障がい者虐待対応の中核的な役割を担っている。							①延べ33人の利用があり、相談者の精神的なケアの一助になったと考えられるため。 ②高齢・障がい共に、地域の支援者等を巻き込んで支援体制構築に勤めている。令和7年度、障がい者虐待防止研修を、3地域包括支援センター共に実施し、高齢・障がいの支援者40人が参加し、学びを深めたため。	

取組No.	62				担当課	子ども若者政策課	評価	B
取組内容							評価理由	
母子・父子自立支援員、ひとり親家庭等専門相談員による相談窓口を設置することで、女性やひとり親家庭の方への相談に応じるとともに、関係機関と連携して必要な支援を行った。また、ひとり親家庭のしおりや民間企業との協働により作成した子育てガイドブックにより各種情報提供を行った。							計画に沿って各種事業は概ね実施できており、関係機関と連携することで、家庭の安全の確保や自立の支援につなげたため。	

取組No.	63				担当課	福祉政策課	評価	A
取組内容							評価理由	
関係者が集まる会議体を通じて「福祉のつなぐシート」について説明を行い、福祉のつなぐシート登録システムの活用民間事業者等として、新たに41事業者を確保できた。また、「福祉のつなぐシート」を庁内や市内事業所に周知し、令和7年度は全体で9件、うち5件が活用民間事業者等からの「つなぎ」であった。							福祉のつなぐシート登録システムの活用民間事業者等を増やすことで、要支援者を支援機関につなぐ体制を強化し、実際に支援機関等へのつなぎを実現できたため。	

基本目標4　あらゆる分野における男女共同参画の推進	
方向性	女性の社会進出は多くの分野で進んでいますが、R6 調査では「政治の場」において「どちらかといえば男性が優遇されている」と思う人の割合は8割以上を占めています。市の審議会等における女性委員の割合については、公募市民委員では5割弱を占めていますが、全体でみると3割台を維持している状況です。また、地域の課題やニーズに対応するには、地域に住む人の様々な視点を反映させることが不可欠ですが、地域活動については、多くの女性が活躍している一方、リーダーの多くは男性が担っている状況です。行政分野、地域活動等のあらゆる分野において、性別等に関わりなく、誰もが対等な立場で参画できるよう支援するとともに、参加意向のある人が誰でも参加できるような環境づくりを進めます。 近年も、地震、台風等による大規模災害が全国各地で生じており、平常時から災害時への備えや対応が重要です。性別等により必要な配慮に違いが生じることから、防災組織等への女性の参画を推進するなど、防災分野においても男女共同参画の視点を取り入れた取組を進めます。
施策	(16)政策・意思決定過程における男女共同参画の推進　(17)地域・市民活動における男女共同参画の推進 (18)防災における男女共同参画の推進

(16)政策・意思決定過程における男女共同参画の推進　　**施策の全体評価…B**

取組No.	65	66	67		担当課	政策室	評価	B
取組内容							評価理由	
無作為抽出による審議会等の公募市民委員及び公募市民委員等候補者の募集を行い、5つの審議会等において延べ53人の応募があった。また、市民委員の募集、審議会等の開催予定情報を広報こまえ、市ホームページに掲載する等情報提供を行った。審議会等の委員の男女比は、男性66.4%、女性が33.6%となった。(令和8年3月末時点)							公募や無作為抽出による市政への参画に関する情報提供や市民参加の機会を提供したため。また、審議会等における公募市民委員については男女の割合等を考慮して募集されており、男女共同参画の推進に寄与しているため。	

(17)地域・市民活動における男女共同参画の推進　　**施策の全体評価…B**

取組No.	68	70			担当課	政策室	評価	B
取組内容							評価理由	
市民公益活動を行う団体の成長・発展を図ることを目的に財政支援を行う市民公益活動事業補助金について、スタート補助金1団体、チャレンジ補助金6団体に補助金を交付し、活動を支援した。 市民活動支援センターでは、11月のオープニングイベント月間に、支援センタースペースを活用し市民公益団体によるイベントや展示、こまえくぼフェスティバルを開催し、市民公益活動の普及啓発を目的とした取組みを行った(参加者2,000人)。ボランティア活動を体験する機会として、市内高齢者施設、幼稚園、保育園、市民活動団体24か所に受入れの協力をいただき、まち☆ボラ(夏の体験ボランティア)を実施した(参加者:延べ200人、参加実績:352回)。							こまえみらいテラスのオープニングイベント月間を活用し、イベントや展示、こまえくぼフェスティバルの開催など、市民公益活動の普及啓発を目的とした取組を行い、市民公益活動参加者の拡大につなげたほか、市民活動やボランティア等について情報提供及び参加促進を幅広く行うことができたため。	

取組No.	69				担当課	地域活性課	評価	B
取組内容							評価理由	
地域センター運営協議会へ助成金を支出することで、活動を支援し、地域コミュニティ活動の活性化を図った。また、地域センター運営協議会において開催した男の料理教室については例年と同様に参加いただくことができた。 町会・自治会に対し、コミュニティ活動活性化助成金による財政支援を行い、町会・自治会の課題となっている担い手の確保やデジタルに関するメニューを新設し、更に支援を推進することができた。							地域センター運営協議会において男の料理教室など男女平等意識を育む事業を実施することができたため。 町会・自治会活動については、新設した担い手の確保やデジタルに関する助成メニューの活用により更に地域コミュニティ活性化の推進に貢献できたため。	

取組No.	70				担当課	公民館	評価	B
取組内容							評価理由	
こまえ市民大学、居場所事業(連続講座)、日本語教室、子どもの実験教室にて、運営委員や協力者が男女対等な立場で学んだり、企画や運営に携わった。チャレンジ学級においては新たな指導者、協力者の参加があった。 各種事業において市の広報・ホームページにて参加者を募集し、参加者の申込にロゴフォームを活用した。また、事業内容、実施日時、参加人数等の実施状況をまとめた「活動の記録」を発行した。							男女共同参画意識の下に学び・活動の機会を提供することができたため。	

(18)防災における男女共同参画の推進　　**施策の全体評価…A**

取組No.	71	72	73		担当課	安心安全課	評価	A
取組内容							評価理由	
防災会議における女性委員の参画について、関係機関から選出される委員が大部分を占める中、学識経験者は引き続き女性委員を委嘱した。 避難所運営協議会における女性の参画について、引き続き役員への女性配置等に配慮いただき、複数の避難所運営協議会において女性が会長を務めている。 乳幼児連れの避難者等に配慮した備蓄品として、授乳や着替えスペース等に使用できるプライベートルームを導入している。また、液体ミルクと粉ミルクについて、市内保育園や子ども家庭課、ひだまりセンター等と連携し、保存期限が迫ったものを提供することで、災害用備蓄品の啓発に活用するとともに、乳幼児向けの備蓄について、まなび講座等の機会を活用して周知した。 防災ガイドを改定し、乳幼児や高齢者等向けの備蓄品を紹介するとともに、性別、年齢、家族構成等に合わせた備蓄品目や数量を簡単に調べることのできる機能を備えた防災ミニアプリをリリースした。							防災会議や避難所運営協議会における女性の参画を促し、防災対策における女性の視点を多く取り入れることができる体制整備が図られたため。 市の備蓄として多様な避難者ニーズに対応できるよう整備したほか、改定版防災ガイドの全戸配布や防災アプリのリリース等を通じ、家族構成や家庭の状況に応じた備えをわかりやすく周知、啓発することができたため。	

４.狛江市男女共同参画状況

○政策方針決定への女性の参画状況

（１）議会　（４月１日時点）

（単位：人）

	年度	議員数	女性議員数	女性議員の割合
市議会	R8	22	9	40.9%
	R7	22	9	40.9%
	R6	22	9	40.9%

（２）委員会等　（４月１日時点）

（単位：人）

	年度	委員会等数	女性委員を含む委員会等数	女性委員を含む委員会等の割合	委員数	女性委員数	女性委員の割合
行政委員会	R8	6	3	50.0%	27	4	14.8%
	R7	6	3	50.0%	27	4	14.8%
	R6	6	3	50.0%	27	4	14.8%
附属機関等	R8	68	59	86.8%	744	250	33.6%
	R7	78	66	84.6%	837	266	31.8%
	R6	44	40	90.9%	482	153	31.7%
公募市民委員	R8	—	—	—	119	61	51.3%
	R7	—	—	—	149	68	45.6%
	R6	—	—	—	137	67	48.9%

※令和７年度より狛江市附属機関等の設置及び運営に関する規則で定める附属機関等を対象としています。

（３）職員

職層	令和６年４月１日時点			令和７年４月１日時点			令和８年４月１日時点		
	人数	うち女性数	女性の割合	人数	うち女性数	女性の割合	人数	うち女性数	女性の割合
部長職	14	0	0.0%	12	0	0.0%	12	0	0.0%
課長職	37	3	8.1%	37	4	10.8%	39	6	15.4%
管理的地位にある職員に占める割合	51	3	5.9%	49	4	8.2%	51	6	11.8%
課長補佐職	16	6	37.5%	19	7	36.8%	11	5	45.5%
係長職	87	34	39.1%	91	33	36.3%	103	39	37.9%
各役職段階にある職員に占める割合	154	43	27.9%	159	44	27.7%	165	50	30.3%
主任	80	49	61.3%	81	51	63.0%	76	47	61.8%
主事	223	136	61.0%	231	144	62.3%	245	149	60.8%
職員全体	457	228	49.9%	471	239	50.7%	486	246	50.6%

※特定事業主行動計画（女性の職業生活における活躍に関する情報の公表）からの引用

５．狛江市人権・男女共同参画推進本部の設置及び運営に関する要綱

令和３年７月29日要綱第120号

（目的）

第１条　この要綱は、人権及び男女共同参画に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、狛江市人権・男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　本部は、人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例（令和２年条例第３号）及び狛江市男女共同参画推進計画の総合的な推進を図るため、人権・男女共同参画施策の全庁的な調整及び進行管理を行う。

（組織）

第３条　本部は、別表に掲げる職にある者（以下「部員」という。）をもって組織する。

２　本部長は、市長とし、会務を総理し、本部を代表する。

３　副本部長は、副市長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　本部は、本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

２　本部は、部員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　本部の議事は、出席部員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

４　本部長は、必要に応じて部員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第５条　本部の庶務は、地域文化スポーツ部協働コミュニティ課において処理する。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

（狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部設置要綱の廃止）

２　狛江市男女共同参画推進計画庁内推進本部設置要綱（平成22年要綱第89号）は、廃止する。

付　則（令和８年３月27日要綱第20号）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

市長
副市長
教育長
企画財政部長
総務部長
市民部長
地域文化スポーツ部長
福祉保健部長
子ども家庭部長
環境部長
都市建設部長
議会事務局長
教育部長

６．狛江市人権・男女共同参画推進庁内委員会の設置及び運営に関する要綱

令和３年７月29日要綱第121号

（目的）

第１条　この要綱は、人権及び男女共同参画に係る施策の検討及び推進に関し、庁内関係部署の調整を図るため、狛江市人権・男女共同参画推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）　人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例（令和２年条例第３号。以下「条例」という。）及び狛江市男女共同参画推進計画（以下「計画」という。）に係る検討及び施策の推進に関すること。

（２）　条例及び計画の進捗状況等に関すること。

（３）　その他市長が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、別表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって構成する。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を各１人置く。

２　委員長は、地域文化スポーツ部長とし、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、協働コミュニティ課長とし、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、地域文化スポーツ部協働コミュニティ課において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

付　則

（施行期日）

1　この要綱は、公布の日から施行する。

（狛江市人権施策推進連絡会設置要綱の廃止）

2　狛江市人権施策推進連絡会設置要綱（平成15年要綱第66号）は、廃止する。

（狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱の廃止）

3　狛江市男女共同参画推進計画庁内推進会議設置要綱（平成22年要綱第90号）は、廃止する。

付　則（令和６年３月26日要綱第53号抄）

（施行期日）

1　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

付　則（令和８年３月27日要綱第20号）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

地域文化スポーツ部長
政策室長
秘書広報室長
安心安全課長
職員課長
協働コミュニティ課長
福祉政策課長
福祉相談課長
高齢障がい課長
子ども若者政策課長
子ども家庭課長
子ども発達支援課長
指導室長